

## 新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針（第7弾）

市では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響から市民生活を守ることを最優先とする方針のもと、引き続き「いのちを守る」、「暮らしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」取組を進めてまいります。ワクチン接種や新たな対応策等について、「新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針第7弾」としてお示しし、市議会の皆様の御理解を得ながら、必要な支援の拡充を進めてまいります。

感染力が強く、重症化しやすいとされる新型コロナウイルス変異株（デルタ株）の感染者が急増しています。皆様の大切な命と健康、地域の医療提供体制を守るため、引き続き、最大限の感染拡大防止への御協力をお願い申し上げます。

### 1 いのちを守る

感染症を予防し、医療体制を確保するとともに、市民の皆様の安心に向けた取組を行います。12歳以上の市民を対象とした新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施してまいります。

#### (1) 新型コロナウイルスワクチン接種の実施

一般の方向けの新型コロナワクチン接種を間断なく迅速に進めるため、大規模接種会場を設置し集中的に接種を行います。

ア 実施場所 旧西友小金井店（第一大久保ビル2階・3階）

イ 実施期間 令和3年7月14日から同年9月5日まで

ウ 接種対象者 18歳以上の市民17,500人

（令和3年第2回市議会定例会にて予算措置済み）

また、令和3年8月から同年10月までの間、保健センター及び小金井宮地楽器ホール（市民交流センター）における集団接種を実施します。

#### (2) 接触者外来等設備整備の補助

新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する接触者外来等を設置する医療機関に対し、検査体制の維持及び感染対策を目的とした物品購入の補助を行います。

#### (3) PCR検査の支援

PCR検査の受検者増加が見込まれるため、PCR検査センターへの

搬送用自動車の増車を行います。

## 2 くらしを守る

感染症の拡大が市民のくらしに与える影響を抑えて、セーフティネットを強化する取組等を迅速に進めます。

### (1) 生活困窮世帯への支援

生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、世帯員数に応じて1世帯当たり6万円から10万円までの支援金を支給します(申請受付令和3年8月末まで)。

(令和3年第2回市議会定例会にて予算措置済み)

### (2) 介護予防・フレイル予防活動支援

高齢者の心身機能の低下を防ぐため、オンラインを活用し、社会参加の方法の講習を行い、高齢者の通いの場の活動を支援します。

## 3 地域を守る

地域を支える市内事業者等に対して、経営継続に向けた支援等を行います。

### (1) 事業者支援及び消費喚起

小金井市商工会と共同してコロナ禍における市内の事業者支援及び消費喚起を図るため、10月下旬を目途に全市民を対象とした一人当たり2,500円分の「こがねい地域応援券」の配布を実施します(令和3年第2回補正予算にて予算措置済み)。

加えて、新しい生活様式の普及促進を図るため、キャッシュレス決済利用者へのポイント還元事業の実施を予定しています。

## 4 市民サービスの基盤を守る

市民サービスを継続して提供するため、その基盤となる業務継続体制を確保し、国及び東京都の支援策を活用します。

### (1) 市施設における運営体制の補償

小金井 宮地楽器ホール(市民交流センター)、清里少年自然の家における臨時休館等による指定管理者の減収分の補償を行います。

### (2) 国及び東京都の支援策の活用

国及び東京都の支援策を最大限活用し、必要な取組を進めてまいります。

## ワクチン接種について

### 1 大規模接種（第一大久保ビル2階・3階）について

9月5日（日）までの水曜・木曜・土曜・日曜日。予備日9月11日（土）、9月26日（日）

職員のキャンセル待ち 実績31人 特に土曜・日曜日のキャンセル待ち職員確保が困難となっている。委託事業者もキャンセル待ち対応に加えることとしたい。キャンセル待ち職員同様、所管の部長又は課長へ大規模接種会場又は新型コロナウイルス感染症対策担当課長から、要請をすることを想定している。

### 2 集団接種（保健センター）について

9月19日（日）までの水曜・木曜・土曜・日曜日。予備日なし。今後職員キャンセル待ち実施予定なし。

### 3 集団接種（小金井 宮地楽器ホール）について

9月7日（火）、8日（水）資器材搬入、リハーサルのため、接種日同様のエリアを使用希望

9月22日～10月31日の水曜・木曜・土曜・日曜日。予備日なし。使用希望エリア1階すべて（大ホールへのエレベータ動線確保部分（小ホールより南側部分）を除く）及び地階市民ギャラリー、和室

9月24日、10月1日、8日、15日、22日、29日の金曜日は、撤収及び設営による救急救護機器類の損傷リスク低減のため、接種日同様のエリアを使用希望

9月7日～10月31日の全期間中、薬液、薬剤保管、設営物品格納のため、小ホール楽屋1、市民ギャラリーを使用希望

新型コロナウイルス感染症対策について（令和3年8月16日現在）

1 新型コロナウイルス感染症累計患者数等について（令和3年8月16日現在）

(1) 患者数 1, 677人

(2) 退院等者数 1, 320人

(3) PCR検査センター関係

ア 送迎数 163人

イ 検査数 784件

2 新型コロナウイルスワクチン接種の状況

(1) 医療従事者（推定対象人数3, 700人）

1回目3, 614回、2回目3, 577回

(2) 高齢者（令和3年7月1日現在対象人数26, 257人）

1回目25, 072回、2回目24, 201回

(3) 一般（令和3年7月1日現在対象人数85, 474人）

1回目46, 277回、2回目20, 833回

3 集団・大規模接種会場の接種数

(1) 集団接種（保健センター 令和3年8月11日から）

1回目1, 336回、2回目1回

(2) 大規模接種（第一大久保ビル2階・3階 令和3年7月14日から）

1回目17, 454回、2回目4, 301回

事務連絡

令和3年8月4日

地区医師会長 様

(多摩府中保健所管内 6市)

東京都多摩府中保健所長

田原 なるみ

新型コロナウイルス感染症流行状況を踏まえた対応について(依頼)

日頃より保健所事業に多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症新規陽性者数が急増し、爆発的な感染拡大に向かっており、当保健所においてもこれまでに例のない届出数に対応しています。

ついては、今般の流行状況を踏まえ、下記についてご協力いただきますよう改めてお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の対応について

受診者から、同居者や所属する団体等で陽性者が確認されたため、濃厚接触の可能性があると訴えがあった場合は、保健所が濃厚接触者を判別する前の段階であっても、別紙事務連絡に基づきご対応ください。

2 新型コロナウイルス感染症発生届について

保健所では、発生届の情報を基に対応の優先順位を判別していますので、記載漏れがないようご留意いただくとともに、特に次の項目について発生届へ御記載をお願いします。

(1) 「職業」欄

患者が高齢者・障害者施設や医療機関に勤務している場合、必ず記載してください。

(2) 「医師が必要と認める事項」欄

① 重症化のリスク因子となる疾患等の有無

② 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれの有無

③ 重症度や入院の必要性の有無 等

※ 最新の様式には①～③の項目が明示されています。

新様式は以下 URL からダウンロードできるほか、Her-sys 入力では新様式に対応しています。

新様式 URL : <http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/survey/kobetsu/>

(問合せ先)

東京都多摩府中保健所企画調整課

小澤・太田・鈴木

電話 042-362-2334

公益社団法人東京都医師会  
理事（疾病対策担当） 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症地域流行に伴う濃厚接触者等への対応について

平素より、都の感染症対策に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

これまで、都における新型コロナウイルス感染症の地域流行を踏まえた対応として、保健所に管轄する地域の実情に合わせ、陽性者の重症化リスクに係る状況把握を優先するよう示してまいりましたが、今般の新規陽性者減少を受け、都として保健所に対し、再流行の予兆を迅速にとらえるための疫学調査の考え方を示し、新たな対応へ移行するよう依頼したところ です。

現在、貴会員におかれましては、濃厚接触者の判断や行政検査の実施に関し御協力いただいているところでありますが、引き続き、下記の通り御協力いただきますよう、貴会関係者に御周知願います。

記

1. 受診者から、同居者や所属する団体等での陽性者が確認されたため、濃厚接触者の可能性があること訴えがあった場合については、受診時の症状の有無等にかかわらず、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準」において、感染が疑われる要件とされる「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う」に基づき、柔軟に行政検査（保険診療）対象者としてご対応ください。
2. 1. の対応に基づき、濃厚接触者として検査を実施された場合については、14日間の健康観察についてもご指導ください。
3. 濃厚接触者の判断につきましては、以下の定義を参考としてください。

濃厚接触者の定義（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より抜粋）

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

参考：東京都における新型コロナウイルス感染症流行状況を的確に捉えた新たな対応の考え方  
[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/013/140/34kai/202102267.pdf](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/013/140/34kai/202102267.pdf)

（問合せ先）

東京都福祉保健局感染症対策部  
防疫・情報管理課 防疫担当  
電話 03-5320-4088

事務連絡  
令和3年8月16日

地区医師会長様  
(多摩府中保健所管内6市)

東京都多摩府中保健所長  
田原 なるみ

新型コロナウイルス患者急増に伴う対応について(協力依頼)

日頃より保健所事業に多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症新規陽性者数の急増が続いていることを踏まえ、福祉保健局感染症対策部長より、添付のとおり、保健所においては新型コロナウイルス感染症患者の病状、重症化リスクの把握、速やかに適切な医療につなげることに重点を置くこと等、流行状況を踏まえた対応を図るよう事務連絡がありました。

保健所においては、新型コロナウイルス感染症患者の重症化防止等に最大限取り組んでまいりますので、これまでにご協力いただいていることに加え、下記についてもご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の検査を受ける方への説明について

新型コロナウイルス感染症の検査を実施する際、添付資料を患者に配布し、検査結果判明後の療養や健康観察等について、患者への説明をお願いします。

また、検査結果が陽性の患者に対しては、発症日(無症状の場合は検体採取日)を基に最短の療養期間を説明するとともに、療養中の相談先及び相談が必要な症状の目安について、説明をお願いします。

2 新型コロナウイルス感染症発生届への重症化リスク等の記載について

保健所では、発生届の情報を基に対応の優先順位を判別していますので、記載漏れがないようご注意ください。また、以下に該当がある場合には、必ず記載をお願いします。

- (1) 重症化のリスク因子となる疾患等の有無
- (2) 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれの有無
- (3) 重症度や入院の必要性の有無 等

※ ファックスでの届出の場合、(1)から(3)の項目がない様式は古いものなので、新様式をダウンロードしてお使いください。(「多摩府中保健所 コロナ発生届」で検索 または新様式 URL：<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/survey/kobetsu/> へアクセス)

※ HER-SYS 入力時に、(1)から(3)の他にリスク要素等を情報提供いただく場合、「特記事項欄」ではなく「医師が必要と認める事項」欄をご利用ください。

多摩府中保健所 企画調整課 小澤、太田、鈴木  
電話 042-362-2334

事務連絡  
令和3年8月16日

各診療検査医療機関 管理者様  
(多摩府中保健所管内6市)

東京都多摩府中保健所長  
田原 なるみ

新型コロナウイルス感染症患者急増に伴う対応について（協力依頼）

日頃より保健所事業に多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症新規陽性者数の急増が続いていることを踏まえ、福祉保健局感染症対策部長より、添付のとおり、保健所においては新型コロナウイルス感染症患者の病状、重症化リスクの把握、速やかに適切な医療につなげることに重点を置くこと等、流行状況を踏まえた対応を図るよう事務連絡がありました。

保健所においては、新型コロナウイルス感染症患者の重症化防止等に最大限取り組んでまいりますので、これまでにご協力いただいていることに加え、下記についてもご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の検査を受ける方への説明について

新型コロナウイルス感染症の検査を実施する際、添付資料を患者に配布し、検査結果判明後の療養や健康観察等について、患者への説明をお願いします。

また、検査結果が陽性の患者に対しては、発症日（無症状の場合は検体採取日）を基に最短の療養期間を説明するとともに、療養中の相談先及び相談が必要な症状の目安について、説明をお願いします。

2 新型コロナウイルス感染症発生届への重症化リスク等の記載について

保健所では、発生届の情報を基に対応の優先順位を判別していますので、記載漏れがないようご注意ください。また、以下に該当がある場合には、必ず記載をお願いします。

- (1) 重症化のリスク因子となる疾患等の有無
- (2) 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれの有無
- (3) 重症度や入院の必要性の有無 等

※ ファックスでの届出の場合、(1)から(3)の項目がない様式は古いものなので、新様式をダウンロードしてお使いください。（「多摩府中保健所 コロナ発生届」で検索 または新様式 URL：<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/survey/kobetsu/> へアクセス）

※ Her-sys 入力時に、(1)から(3)の他にリスク要素等を情報提供いただく場合、「特記事項欄」ではなく「医師が必要と認める事項」欄をご利用ください。

多摩府中保健所 企画調整課 小澤、太田、鈴木  
電話 042-362-2334